

I C T 専任講師登録制度

【登録要領】



四国地方整備局インフラDX推進本部会議
四国 I C T 施工活用促進部会
令和6年12月

1. 背景

今後、我が国において生産年齢人口が減少することが予想されている中、建設分野において、生産性向上は避けられない課題である。

このような状況を踏まえ、国土交通省では、平成28年を「生産性革命元年」と位置づけ建設生産プロセス全体で生産性を向上させるi-Constructionの取り組みを開始した。

i-Constructionの「ICTの全面的な活用」、「規格の標準化」、「施工時期の平準化」の取り組みは、国土交通省のトップランナー施策として位置づけられている。

四国地方整備局においては、土工を平成28年度に本格導入し、平成29年度から舗装工に展開し、平成30年度からは浚渫工（河川）、インフラ空間把握技術を展開し、ICTを全面的に活用する工事を推進しているところである。

起工測量（設計）、施工、出来形管理、検査、及び工事完成図や施工管理の記録や関係書類について、3次元データを一貫して活用することにより、建設現場に携わる一人一人の生産性を向上させるものである。また、国土交通省だけでなく、地方自治体や特殊法人等の公共工事の発注機関への普及が今後の課題となっている。

2. 本制度の目的

「ICTの全面的な活用」の受注者が、自主的に技術修得や能力向上への取り組みが可能となるように、ICTの先駆者を「ICT専任講師」として登録し、必要な時に実践的な支援等が受けられることにより、更なるICT活用工事の普及促進を図るとともにICTの内製化を推進することを目的とする。

ICTの活用について、幅広く一般に導入できる状況を目指し、技術面においてサポートするものである。

3. ICT専任講師

ICTの先駆者をICT専任講師として、四国地方整備局インフラDX推進本部会議に登録を行い「ICT専任講師登録名簿」を四国地方整備局i-Construction推進ホームページ（以下、「四国地整i-Construction HP」という）に掲載する。

ICTの支援等を必要とする発注者（自治体や特殊法人等）や受注者（測量会社、建設コンサルタント会社、建設会社等）が、四国地整i-Construction HPに掲載する「ICT専任講師登録名簿」の内容を参照し、条件に合うICT専任講師から相談や助言、技術的指導を依頼する時に参考とすることができる。

依頼方法は、別冊の「ICT専任講師登録制度【実施要領】」による。

4. 公募

(1) 公募区分（ICT能力区分）

ICT専任講師の登録は、以下に示すⅠ～Ⅴの個々の区分、もしくは2区分以上の組み合わせによるICT能力区分により行う。

ICT能力区分Ⅰ・・・3次元起工測量（測量から点群データ作成）

ICT能力区分Ⅱ・・・3次元設計データ作成

ICT能力区分Ⅲ・・・ICT建設機械による施工関係

ICT能力区分Ⅳ・・・3次元出来形管理等の施工管理

ICT能力区分Ⅴ・・・総合マネジメント（施工計画）

※Ⅰ～Ⅳの区分は、「ICTの全面的な活用」において、より専門的なアドバイス等が実施可能なものとする。

※Ⅴの区分の総合マネジメントは「ICTの全面的な活用」の技術・費用・工期等の生産性向上についての施工計画などの工事全体的なマネジメントの支援を行うものである。

(2) 応募資格

登録できる技術者は、以下の（A）または（B）の条件を満たすものとする。

ただし、警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（A）会社に所属する者

測量会社、建設コンサルタント会社、又は建設会社等に所属し、ICTに関する専門知識を持ち、4（1）に示す内容の支援を実施できる者として、以下の条件を満たす者とする。

1）工事及び業務（発注機関は問わない）において、以下①、②に示す所属会社と技術者個人の両方の実績を有すること。

または、ICT施工の技術開発に係わる会社と技術者であること。

① ICT工事又は業務を実施（元請け又は下請）

② Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、又はⅣのICT能力区分における実績

※会社の実績かつ技術者の実績をそれぞれ1件以上有すること。

（B）会社に所属しない個人事業主

個人事業主の場合、4（1）に示す内容の支援を実施できる者として、以下の条件を満たす者とする。

1）工事及び業務（発注機関は問わない）において、以下①、②に示す所属していた会社と技術者個人の両方の実績を有すること。

または、I C T施工の技術開発に係わる会社と技術者の経験を有するもの。

① I C T工事又は業務の経験者（元請け又は下請け）

② I、II、III、又はIVの I C T能力区分における実績

※所属していた会社での実績かつ技術者の実績をそれぞれ1件以上有すること。

（3）提出資料

「登録申請書」と「業務計画書・施工計画書等の実績を確認できる資料」を8.

「I C T専任講師登録制度」事務局まで郵送、持参、又は、電子メールにて提出すること。

5. 受付及び登録【別紙－1「I C T専任講師手続きフロー」参照】

（1）公募受付

公募受付は、随時行う。

ただし、登録手続きは4月10日、7月10日、10月10日、1月10日までを期日とし、登録可否の審査に移行する。（ただし、土日・祝日の場合はその翌日とする。）

（2）登録方法

提出された資料は、四国地方整備局インフラDX推進本部会議 四国 I C T施工活用促進部会事務局により登録可否の審査を行う。

（3）登録通知

応募者に対し、各期日の月末までに登録・非登録の通知を申請書の連絡先へ郵送、持参、又は、電子メールにより行う。

非登録の通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して5日（土日、祝日を含まない）以内に、非登録理由について説明を求めることができる。

（4）四国地整i-Construction HPへの掲載

登録された I C T専任講師は、「I C T専任講師名簿」【別紙－2参照】にとりまとめ、登録した翌月の月初めから、四国地整i-Construction HPに掲載する。（ただし、土日・祝日の場合はその翌日とする。）

掲載URL：<http://www.skr.mlit.go.jp/kikaku/iconstruction/index.html>

（5）登録期間

I C T専任講師の任期は設けない。ただし I C T専任講師から登録解除の申し出

があった場合は、登録解除が可能とする。

6. 実施状況報告

I C T専任講師は支援実施後、「実施報告書」により実施状況のとりまとめを行い、「I C T専任講師登録制度」事務局まで報告するものとする。

報告方法は、別冊の「I C T専任講師登録制度【実施要領】」による。

7. 内容についての質問

本制度の質問は、8. 「I C T専任講師登録制度」事務局までとする。

8. 「I C T専任講師登録制度」事務局

〒760-8554 香川県高松市サンポート3-33

四国地方整備局 企画部 技術管理課、施工企画課

電 話：087-811-8312

メールアドレス：icon-s88ok@mlit.go.jp

(四国地整 インフラDX四国相談室)

(付則)

本要領は、平成30年 9月28日施行

令和 4年 7月26日改訂

令和 6年11月29日改訂

(登録申請書)

募集の名称：ICT専任講師登録制度

標記について、登録申請書を提出します。

令和 年 月 日

住所

電話番号

会社名

代表者

(連絡者)

郵便番号

住所

担当部署名

氏名

T E L

E-mail

(登録技術者)

氏名	生年月日
所属・役職	
支援地域 ☐ -徳島県 ☐ -香川県 ☐ -愛媛県 ☐ -高知県	
企業区分 ☐ -測量会社 ☐ -建設コンサルタント会社 ☐ -建設会社 ☐ -その他 ()	
ICT能力区分 ☐ -Ⅰ. 3次元起工測量 (測量から点群データ作成) ☐ -Ⅱ. 3次元設計データ作成 ☐ -Ⅲ. ICT建設機械による施工関係 ☐ -Ⅳ. 3次元出来形管理等の施工管理 ☐ -Ⅴ. 総合マネジメント (施工計画) (※該当する区分の□にチェックを入れてください。)	

(会社の実績)

業務名・工事名	
工事場所	
元請け・下請けの別	
履行期間（工期等）	
発注機関名	

(登録技術者の実績)

業務名・工事名	
工事場所	
元請け・下請けの別	
契約金額	
履行期間	
発注機関名	
I C T能力区分	☐ - I ☐ - II ☐ - III ☐ - IV ☐ - V
業務・工事の概要	
担った役割	
I C T専任講師としての 目標と抱負	

(※会社・登録技術者の実績が複数有る場合は、表を追加して記載してください。)

ホームページの
公表内容

対応可能な取り組み

PRコメント

連絡先

会社名

登録技術者氏名

住所

E-mail

会社HPのURL

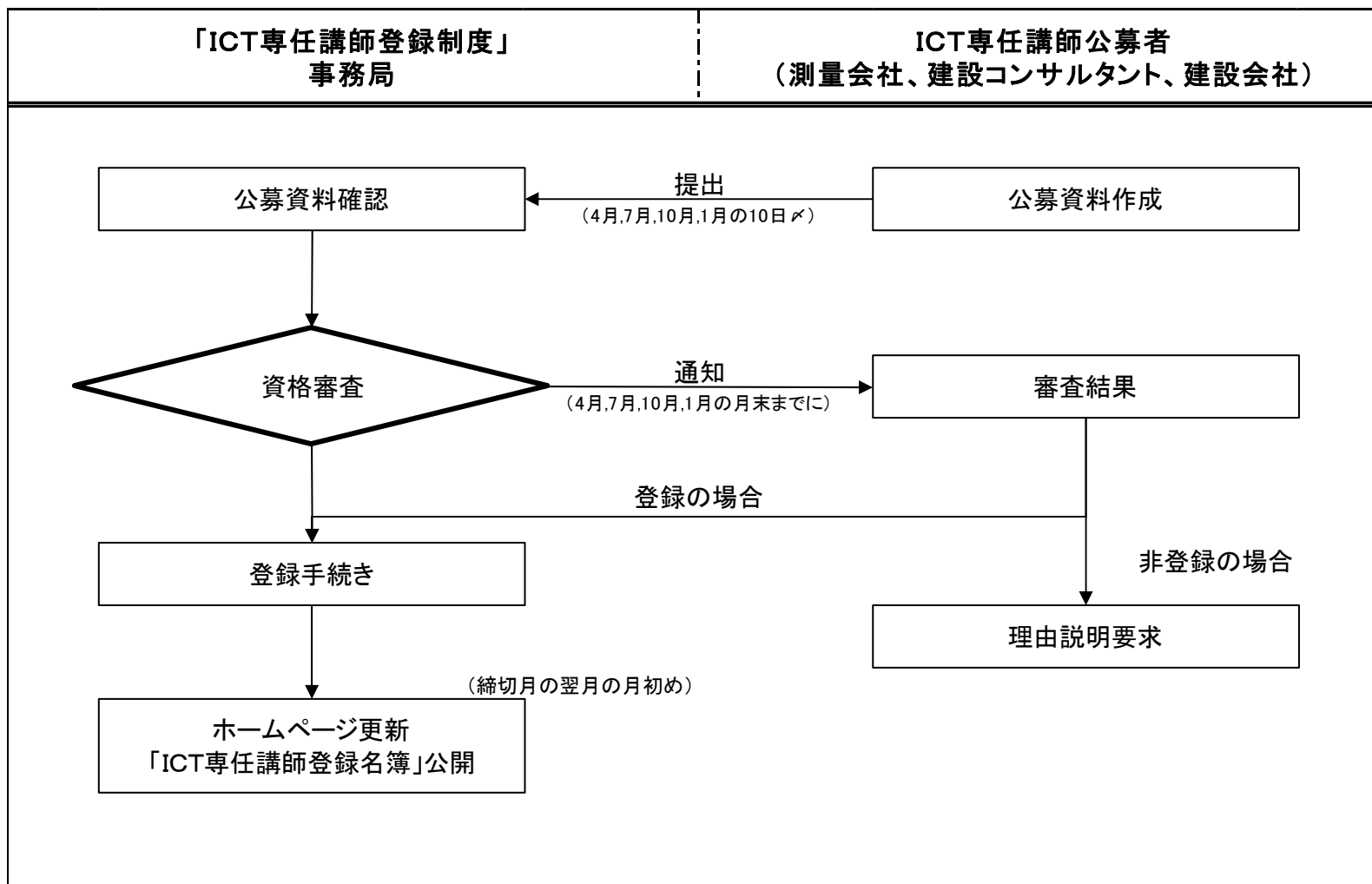
※ホームページにて上記内容の公表を了承します。

(会社)

(登録技術者)

氏名 _____

I C T 専任講師手続きフロー



ICT専任講師名簿

令和 〇年 〇月〇〇日現在

四国地方整備局インフラDX推進本部会議 四国ICT施工活用促進部会

会社名	支援地域				企業区分			ICT能力区分					ICT 専任講師名	連絡先情報				企業ホームページ	
	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	測量会社	コンサルタント	建設会社	その他	I	II	III	IV		V	メールアドレス	電話番号	所在地(市町まで)		連絡先
									3次元 起工 測量	3次元 設計 データ 作成	ICT 建設 機械	3次元 出来 形 管理		総合 マネジ メント					
(株)■■■測量	●	●			●				●	●	●	●	●	徳島 ■■	tokushima@*****.co.jp	088-000-0000	徳島県徳島市	■■ ■■	http://■■■■.....
(株)◇◇	●	●	●	●				●	●	●		●		那賀川 ◇◇	nakagawa@*****.co.jp	0884-00-0000	徳島県阿南市	◇◇ ◇◇	https://www.◇◇.....
△△コンサルタント(株)		●				●			●	●		●		高松 △△	takamatsu@*****.co.jp	087-000-0000	香川県高松市	△△ △△	https://△△.....
(株)★★	●	●	●	●				●	●	●	●	●	●	丸亀 ★★	marugame@*****.co.jp	0877-00-0000	香川県丸亀市	★★ ★★	https://www.★★.....
▲▲(株)			●					●			●			松山 ▲▲	matsuyama@*****.co.jp	089-000-0000	愛媛県松山市	▲▲ ▲▲	https://www.▲▲.....
○●建設(株)			●				●		●	●		●	●	大洲 ○●	oozu@*****.co.jp	0893-00-0000	愛媛県大洲市	○● ○●	http://○●.....
(株)□□建設				●			●		●	●				宿毛 □□	sukumo@*****.co.jp	0880-00-0000	高知県宿毛市	□□ □□	https://□□.....
(株)◎◎◎コンサルタント		●		●		●			●	●		●		高知 ◎◎	kochi@*****.co.jp	088-000-0000	高知県高知市	◎◎ ◎◎	https://◎◎.....